

協 定 書

厚生労働省年金局（以下「甲」という。）及び日本年金機構（以下「乙」という。）と地方公共団体情報システム機構（以下「丙」という。）とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の9の規定による本人確認情報（法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 丙は、甲及び乙から別記「本人確認情報の利用事務及び提供方法」（以下「別記」という。）の「1 本人確認情報の利用事務」に掲げる事務の処理に関し求めがあったときは、本協定書に定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（法第30条の7第1項の規定による通知に係る本人確認情報であって同条第3項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を、別記の「2 本人確認情報の提供方法」に定める提供方法により甲及び乙に提供する。

（情報提供手数料）

第2条 乙は、丙に対し提供を受けた本人確認情報1件につき、法第30条の23の規定により丙があらかじめ総務大臣の認可を受けて定めた額を、情報提供手数料として納付する。

2 丙は、総務大臣の認可を受けて情報提供手数料の額を定めたときは、速やかに甲及び乙に通知する。

3 丙は、毎四半期の末日後に、当該四半期分の情報提供手数料の総額を乙に請求する。

4 乙は、丙の正当な請求書を受理した日が属する月の翌月末までに、当該四半期分の情報提供手数料の総額を丙に支払う。

（本人確認情報の利用等に係る作業分担等）

第3条 甲、乙及び丙は、別紙1「本人確認情報の利用及び提供に係る作業分担と経費の負担等について」に従い、本人確認情報の利用及び提供に係る作業を分担し、また、作業に係る経費を分担する。

（本人確認情報の適切な管理）

第4条 甲、乙及び丙は、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を、別紙2「本人確認情報の適切な管理のための措置」に従って講じる。

2 丙は、本人確認情報と同様に、別記の「2 本人確認情報の提供方法」に規定する照会データに対しても、厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講じるものとする。

（研修及び技術協力）

第5条 丙は、甲及び乙の職員を対象とした本人確認情報の利用におけるセキュリティ対策等に関する研修を実施する。

2 甲及び乙は、本人確認情報を取り扱う職員を前項の研修に参加させるものとする。

3 甲及び乙は、セキュリティ対策等に関する研修を実施する場合に、丙に協力を求めることができる。

(本人確認情報処理事務の停止)

第6条 丙は、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の本人確認情報の適切な管理のため、特に必要があると認めるときは、本人確認情報の全部又は一部の提供を停止することができる。

2 丙は、前項に該当することとなったときは、速やかに甲及び乙に通知する。

(協定の特約)

第7条 甲、乙及び丙は、別紙3「特約事項」が本協定の各条項に抵触することとなる場合は、当該特約事項が本協定に優先して適用されるものとする。

(協定の内容の変更)

第8条 甲、乙及び丙は、協定の内容に変更を行う必要が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、本協定の内容を変更することができる。この場合において、甲、乙及び丙は、書面により変更の内容を確認するものとする。

(関係法令等の遵守)

第9条 甲、乙及び丙は、本協定書のほか、次の関係法令等を遵守するものとする。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)

(4) 住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)

(5) 住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)

(6) 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)

(7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)

(8) 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)

(協定の廃止)

第10条 甲及び乙の申出により本協定を廃止しようとするときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

(疑義についての協議)

第11条 甲、乙及び丙は、本協定書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定書に定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、協議し、決定する。

附 則
1 平成
もって
2 別記の
する法律
給付金、
障害年金
給に関し
給に関し
十五)の
律の該
3 別記の
第六ま
識別す
命令」
しくは

本協定締
する。

平

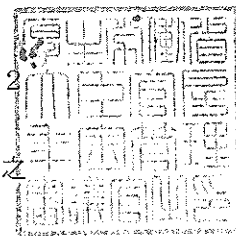
附 則

- 1 平成30年2月23日付けで締結された甲及び乙と丙の協定書は、本協定書の締結をもって廃止されたものとする。
- 2 別記の「1 本人確認情報の利用事務」に掲げる「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による同法第二条第一項の老齢年金生活者支援給付金、同法第十条第一項の補足的老齢年金生活者支援給付金、同法第十五条第一項の障害年金生活者支援給付金又は同法第二十条第一項の遺族年金生活者支援給付金の支給に関する事務」（住基法別表第一の七十七の十三）及び「年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金に関する事務」（番号利用法別表第一の九十五）に基づく本人確認情報の提供開始日は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律の該当条項の施行の日からとする。
- 3 別記の「1 本人確認情報の利用事務」に掲げる「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める省令」で定める事務の範囲が同省令の改正により限定された場合は、本協定書を変更若しくは再締結するものとする。

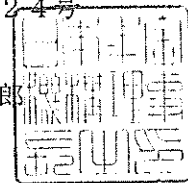
本協定締結の証として、本書を3通作成し、甲、乙及び丙の記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月9日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房
年金管理審議官 高橋 俊之



乙 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構
理事長 水島 藤一郎



丙 東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本 和彦



別記

本人確認情報の利用事務及び提供方法

1 本人確認情報の利用事務

甲及び乙が、丙から本人確認情報の提供を受ける事務は、次に掲げるものとする。

法別表第一に掲げる事務	「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令」で定める事務
健康保険法（大正11年法律第70号）による同法第五条第二項又は第百二十三条第二項の業務の実施に関する事務	(1) 健康保険法第三条第二項ただし書の日雇特例被保険者の適用除外の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 健康保険法による全国健康保険協会が管掌する健康保険（以下「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者若しくはその被扶養者に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答 (3) 健康保険法による全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくはその被扶養者に係る届出等に関する被保険者又はその被扶養者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 (4) 健康保険法による全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者証、被保険者資格証明書若しくは日雇特例被保険者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (5) 健康保険法第五十一条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による同法第四条第二項の業務の実施に関する事務	(1) 船員保険法による被保険者若しくはその被扶養者に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答 (2) 船員保険法による被保険者又はその被扶養者に係る届出に関する被保険者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 (3) 船員保険法による被保険者資格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答（（2）に掲げるものを除く。） (4) 船員保険法第二十七条第一項の被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第87条第2項の規定	(1) 年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

により厚生たる政府がれた年金で一時金に俵くは支給の給権者に俵務

厚生年金係律第115号に係る届出若しくは一裁定若しく除、受給料同法第八他徴収金の

厚生年金係正する法係82号）附は第7項の金保険の給するも係る給付に俵くは支給の

とする。

総務省令

特例被保
る事実

「健康保
険」とい
る届出等
の審査又はそ

健康保険の
申請に関する
氏名若し

健康保険の
雇用特例被
保る事実

保険協会管
理の受
給請求

扶養者
に関する

申請
若しくは

申請
又はその
取消
格の得喪
に関する

申請、そ
の請求に
対する

<p>により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務</p>	<p>(2) 年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (3) 受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 (4) 受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 (5) 独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第12条第1項第12号の規定による資金の貸付けのための前号の規定により確認した情報の提供</p>
<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出又は同法第八十九条の保険料その他徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>(1) 被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 (2) 被保険者に係る届出に関する被保険者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 (3) 年金である給付に係る権利の裁定の請求に係る手続に関する情報の提供及び当該裁定を請求することの勧奨 (4) 年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (5) 年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請請求に対する応答 (6) 受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 (7) 受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 (8) 年金である給付若しくは確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)による年金である給付(厚生年金基金から移行した確定給付企業年金に係るものに限る。)の支給又はそれらの給付に関する情報の提供若しくは相談の実施のための前号の規定により確認した情報の提供 (9) 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第12号の規定による資金の貸付けのための第6号の規定により確認した情報の提供</p>
<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第16条第3項又は第7項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受</p>	<p>(1) 年金である給付に係る権利の決定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (2) 年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (3) 受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 (4) 受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の</p>

<p>給権者に係る届出に関する事務</p>	<p>額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>(5) 年金である給付若しくは確定給付企業年金法による年金である給付(厚生年金基金から移行した確定給付企業年金に係るものに限る。)の支給又はそれらの給付に関する情報の提供若しくは相談の実施のための前号の規定により確認した情報の提供</p> <p>(6) 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第12号の規定による資金の貸付けのための第4号の規定により確認した情報の提供</p>
<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務</p>	<p>(1) 年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</p> <p>(2) 年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(3) 受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(4) 受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>
<p>国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出、同法第九十五条の保険料その他徴収金の徴収、同法第百十九条の三の設立の認可又は同法第百三十九条の届出に関する事務</p>	<p>(1) 被保険者の資格の取得の届出を行う者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認</p> <p>(2) 被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(3) 被保険者に係る届出に関する被保険者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>(4) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金である給付の受給権の確認又はその給付に関する情報の提供若しくは相談の実施のための第1号又は前号の規定により確認した情報の提供</p> <p>(5) 国民年金基金の加入員又は加入員であった者の資格の確認のための第1号又は第3号の規定により確認した情報の提供</p> <p>(6) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)に規定する農業者年金の被保険者の資格の確認のための第1号又は第3号の規定により確認した情報の提供</p> <p>(7) 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第11条第1項第1号の規定による同法別表第1第2号の下欄に掲げる資金の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)第19条第1項第2号の規定による資金の貸付けに係るあっせんのための第1号又は第3号の規定により確認した情報の提供</p>

特定障害
害給付金
律(平成十
六号)に
項の特別
に関する

社会保
障
厚生年金
に関する
律第四百
十九条第
及び送付

<p>第一項若しくは第二項の保有情報の提供に関する事務</p>	<p>(3) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第六十条第一項又は第二項の保有情報に係る本人又はその遺族の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>
<p>厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第百十一号)による同法第一条の保険給付又は同法第二条の給付の支給に関する事務</p>	<p>保険給付若しくは給付の支給に係る書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答</p>
<p>厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)による同法第二条第八項の特例納付保険料の徴収に関する事務</p>	<p>特例対象者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>
<p>厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による同法第二条の保険給付遅延特別加算金又は同法第三条の給付遅延特別加算金の支給に関する事務</p>	<p>厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</p>
<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による同法第二条第一項の老齢年金生活者支援給付金、同法第十条第一項の補足的老齢年金生活者支援給付金、同法第十五条第一項の障害年金生活者支援給付金又は同法第二十条第一項の遺族年金生活者支援給付金の支給に関する事務</p>	<p>「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める省令」で定める事務の範囲</p>
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による同法第六条第一項の永住帰国旅費、同法第七条の自立支度金、同法第十三条第三項の一時金若しくは同</p>	<p>(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第十三条第三項の一時金の申請をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第7条の自立支度金若しくは同法第13</p>

法第十八条
国旅費の
三条第二
の保険料
の事務

番号利用
する事務

健康保険法
第二百二十三
より厚生
とされた
の事務

船員保険法
第七十三
規定によ
うことと
する事務

厚生年金
ある保険
の支給又
金の徴収

等に係る事 る応答	の実施者たる政府が支給する ものとされた年金である給付 の支給に関する事務	
に係る厚生 規定によ の提供等	厚生年金保険制度及び農林漁 業団体職員共済組合制度の統 合を図るための農林漁業団体 職員共済組合法等を廃止する 等の法律（平成十三年法律第 百一号）附則第十六条第三項 の規定により厚生年金保険の 実施者たる政府が支給するも のとされた年金である給付の 支給に関する事務	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の 統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止 する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金 保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金であ る給付及び当該給付の受給権者に関する事務
（請求、申 受理、その 請求等に対 する事務	特定障害者に対する特別障 害給付金の支給に関する法 律（平成十六年法律第百六十 六号）による特別障害給付金 の支給に関する事務	<ol style="list-style-type: none"> (1) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律（平成十六年法律第百六十六号）第六条第一項若しくは第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (2) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律による受給資格者証に関する事務 (3) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律第八条第一項の特別障害給付金の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (4) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律第二十七条第一項若しくは第二項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 (5) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律第二十九条の資料の提供等の求め
給権者に についての 規定による 資料の提	社会保障協定の実施に伴う 厚生年金保険法等の特例等 に関する法律（平成十九年法 律第百四号）による文書の受 理及び送付又は保有情報の 提供に関する事務	<ol style="list-style-type: none"> (1) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第五十九条第一項の相手国法令による申請等に係る文書の受理又は送付 (2) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第六十条第一項又は第二項の保有情報の提供
十七条第二 府が支給す 当金及び当 事務	厚生年金保険の保険給付及 び国民年金の給付に係る時 効の特例等に関する法律（平 成十九年法律第百十一号）に よる保険給付又は給付の支 給に関する事務	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効 の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省 令第九十四号）第一条第一項若しくは第二項の施行前裁 定特例給付の支給に係る書類の受理、その書類に係る事 実についての審査又はその書類の提出に対する応答
主婦国した に関する法 その申請に る応答に關	厚生年金保険の保険給付及 び保険料の納付の特例等に 関する法律（平成十九年法律	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に關 する法律（平成十九年法律第百三十一号）第一条第八項 の通知に関する事務
百十六条第 女府が支給 受給権者		

<p>第百三十一号) による特例納付保険料の徴収に関する事務</p>	
<p>厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務</p>	<p>厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第三条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</p>
<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金に関する事務</p>	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」で定める事務の範囲</p>

別紙 1

2 本人確認情報の提供方法

- (1) 提供方法は即時及び一括提供による併用方式とする。即時及び一括提供による併用方式とは、即時提供方式、一括提供(回線接続)及び一括提供(媒体交換)方式の3方式を利用する方式であり、次の(2)～(6)の方法により行うものをいう。
- (2) 本人確認情報の提供は、丙から提供に係る本人確認情報を電気通信回線を通じて甲及び乙に送信する方法、又は磁気媒体により甲及び乙に提供する方法による。
- (3) 丙は、甲及び乙から住民の居住関係の確認のための照会データ(住民の居住関係の確認のための求めをする際に丙の定める形式に従って作成されたデータ)が記録されたファイルを受信した後、概ね1週間以内に、照会結果データ(本人確認情報を提供する際に丙の定める形式に従って作成したデータ)が記録されたファイルを甲及び乙に送信する。また、磁気媒体により甲及び乙に提供する方法の場合は、上記の照会データが記録されたファイルを受け取った後、概ね1週間以内に、照会結果データが記録されたファイルを甲及び乙に交付する。
- (4) 丙は、甲及び乙から住民の居住関係の確認のための即時提供に係る照会データが記録された電文を受信した後、即時に、照会結果データが記録された電文を甲及び乙に送信する。
- (5) 電気通信回線による送受信が可能な時間帯は、丙が定める。
- (6) 磁気媒体の授受方法は、丙が定める。

- 1 ハート
甲及び
ウェア、
- 2 甲、乙
一括携
設置する
置し、紐
- 3 耐タン
乙は、
ットアッ
が無償で
- 4 業務フ
丙は、
(1) 甲
(2) 甲
- 5 手引書
丙は、
提供する
- 6 テス
(1) 甲
行為を
(2) 丙
- 7 磁気媒
一括携
う媒体製
- 8 ホー
丙は、
う。)の
乙は、オ
を遵守
- 9 導入
丙は、
操作及び

別紙 1

本人確認情報の利用及び提供に係る作業分担と経費の負担等について

- 1 ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク機器について
甲及び乙は、甲及び乙の負担により、本人確認情報の提供を受けるために必要なハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク機器を設置し、維持及び管理する。
- 2 甲、乙及び丙の間の電気通信回線について
一括提供方式(回線接続)及び即時提供方式の場合において、甲及び乙は、甲及び乙に設置するネットワーク機器から丙に設置する回線終端装置までの間の電気通信回線を設置し、維持及び管理する。
- 3 耐タンパー装置のセットアップ
乙は、耐タンパー装置の機器本体、配送料等を負担する。ただし、耐タンパー装置のセットアップについては、乙から、丙が別に定める申込書によって求めがあったときは、丙が無償で実施する。
- 4 業務アプリケーションについて
丙は、甲及び乙に対して、次の業務アプリケーションを無償で提供する。
 - (1) 甲及び乙が設置するサーバに適用する業務アプリケーション
 - (2) 甲及び乙が設置する端末に適用する業務アプリケーション
- 5 手引書等について
丙は、甲及び乙に対して、本人確認情報の提供を受けるために必要な手引書等を無償で提供する。
- 6 テストその他の準備行為について
 - (1) 甲又は乙は、丙が提供するテスト手引書に従ってテストを実施するほか、所要の準備行為を行うものとする。
 - (2) 丙は、甲又は乙が行うテストに対し、無償で技術的協力を行う。
- 7 磁気媒体の授受について
一括提供方式(媒体交換)の場合において、甲、乙及び丙との間の磁気媒体の授受に伴う媒体費用及び輸送することとなる場合に要する費用は、乙の負担とする。
- 8 ホームページによる情報提供
丙は、甲又は乙に対して、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)の利用者向けに丙が提供するホームページのアクセス権を無償で付与する。甲又は乙は、ホームページの利用に当たり、丙が定める住基ネット業務担当者コーナー利用規約を遵守する。
- 9 導入研修
丙は、本人確認情報の利用開始前に、必要があれば、甲及び乙に対して、住基ネットの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を無償で実施する。

の支払の遅
ト一年法律
替えて準用
し書若しく
呆険給付遅
支給の請求
又はその請

の番号の
りる事務を

こよる併用方
式の3方式

を通じて甲及
。

居住関係の確
記録されたフ
と提供する際
ド乙に送信す
データが記録
されたファ

データが記録
及び乙に送信

別紙 2

本人確認情報の適切な管理のための措置

1 用語の定義

(1) 本人確認情報提供業務

丙から甲及び乙へ本協定書第1条に規定する業務及びこれに付随する業務をいう。

(2) サーバ

本人確認情報を取り扱う次のア～ウのサーバを総称して「情報提供サーバ」という。

ア 一括提供方式(媒体交換)における暗号処理サーバ

イ 一括提供方式(回線接続)におけるファイル転送サーバ

ウ 即時提供方式におけるオンライン検索サーバ

(3) 端末機

本人確認情報を利用できる即時提供方式における端末機を「本人確認端末」という。

(4) ファイアウォール

ネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機をいう。

(5) データ

本人確認情報提供業務に当たって、通知され、記録され、保存され、又は提供される情報をいう。

2 本人確認情報提供業務の適切な管理

(1) 専用回線の使用

甲及び乙のサーバと丙のサーバを結ぶ電気通信回線がある場合は、専用回線(接続先が固定されており、所定の伝送速度が保証されている回線をいう。以下同じ。)を使用する。

(2) 通信相手相互の認証

甲及び乙のサーバと丙のサーバの間の通信を行う場合は、通信相手相互の認証を行う。

(3) データの暗号化

甲、乙及び丙の間の本人確認情報を提供するためのデータの交換については、データの暗号化を実施する。また、甲及び乙のサーバと丙のサーバの間の通信については、データの暗号化を実施する。

(4) アクセス管理

甲、乙及び丙は、職員に対して、電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、ファイル等に関し、必要なアクセス権限を付与するものとする。特に、端末機については、管理を行う責任者の指示又は承認を受けた者が取り扱うものとし、暗証番号及び操作履歴を適正に管理する。

(5) 秘密鍵の厳重な管理

甲、乙及び丙は、通信相手相互の認証又はデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講じるものとする。

(6) 他のソフトウェアの作動禁止

甲、乙及び丙は、サーバにおいて、本人確認情報提供業務に必要なソフトウェア以外

のソ

(7) 磁

ア

扱

イ

専

(8) 不

甲

てい

る。

(9) デ

ア

イ

処

ウ

確

エ

オ

律

任

務

(10)

ア

計

イ

ウ

す

エ

合

3 既

(1) 即

甲

る場

デー

う。

(2) ニ

日

し、

(3) タ

のソフトウェアを作動させないものとする。

(7) 磁気ディスクの管理

ア 甲及び乙は、丙からデータを磁気ディスク等の媒体で提供を受けた場合、その取り扱い、保管及びデータ消去等の管理を適切に行う。

イ 甲及び乙は、データを格納したサーバ及び端末機の磁気ディスクを廃棄する際には、専用のソフトウェアによる消去又は物理的破壊等を行う。

(8) 不正プログラムの混入防止等

甲、乙及び丙は、コンピュータウィルス等の不正プログラムが混入され、又は稼動していないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講じる。

(9) データの適切な取扱い

ア 甲、乙及び丙は、データを取り扱う者を限定する。

イ 甲、乙及び丙は、大量のデータを取り扱う際には責任者の承認を得る等、データを処理する者の牽制体制について必要な措置を講じる。

ウ 甲及び乙は、本人確認情報の保存を行う必要がある期間経過後遅滞なく、当該本人確認情報を確実に消去するものとする。

エ 甲及び乙は、本人確認情報が記載された帳票を適切に管理する。

オ 甲、乙及び丙は、本人確認情報以外に、住基ネットのセキュリティ対策に関する技術情報、具体的な運用方法、手引書及び個人情報等本人確認情報提供業務及びこれに付随する業務により知り得た情報に関し、これらを取り扱う職員に対して秘密保持義務について周知するものとする。

(10) 委託を行う場合等の措置

ア 甲、乙及び丙は、本人確認情報提供業務の開発、変更、運用、保守等について、委託を行う場合は、委託先事業者等の社会的信用と能力を確認するものとする。

イ 甲、乙及び丙は、データ保護のため、委託先事業者等に対し、適切な監督を行う。

ウ 甲、乙及び丙は、委託業務の一部を再委託する場合の制限、事前申請及び承認に関する事項を委託先事業者と取り交わすものとする。

エ 甲、乙及び丙は、要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合には、必要に応じ、秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講じる。

3 既設ネットワークとの接続

(1) 既設ネットワークの適切な管理

甲及び乙は、端末機の設置等のため、甲及び乙のサーバと既設ネットワークを接続する場合、既設ネットワークの電気通信回線は、専用回線を用い、又はそれに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講じ、既設ネットワークの適切な管理を行う。

(2) ファイアウォールによる通信制御

甲及び乙は、既設ネットワークと甲及び乙のサーバとの間にファイアウォールを設置し、本人確認情報提供業務に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行う。

(3) 外部との接続

券をいう。
バ」という。
末」という。
は提供される
回線（接続先
。）を使用
認証を行う
こは、データ
については、デ
量、電気通信
二、端末機に
、暗証番号
必要な秘密鍵
とする。
、ウェア以外

甲及び乙は、既設ネットワークと外部ネットワークを接続する場合は、既設ネットワークと外部ネットワークとの間にファイアウォールを設置し、厳重な通信制御を行うとともに、接続状況の適切な管理を行う。

4 甲、乙及び丙の連絡調整体制

(1) 連絡先の通知

甲、乙及び丙は、セキュリティ対策及び異常な事態が発生した場合に対策窓口となる職員の連絡先を相互に通知するものとする。

(2) システム構成等の通知

甲及び乙は、丙に対し、本人確認情報提供業務に係るハードウェア及びソフトウェア等のシステムの構成（甲及び乙のサーバと接続する既設ネットワークの接続状況を含む。）を通知する。システム構成を変更する場合も同様とする。

(3) 本人確認情報の適切な管理のための要請等

ア 丙は、乙に対し、本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について、毎年1回報告を求めることができる。

イ 乙は、アの丙の求めに応じ、丙の指定する様式により報告する。

ウ 丙は、イの乙の報告に基づき、必要に応じて、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。

エ 甲及び乙は、丙に対し、アの報告の求め又はウの要請があったときは、誠実に対応するものとする。

(4) 緊急時の対応

ア 甲、乙及び丙は、本人確認情報提供業務に障害が発生した場合又はデータの漏えいのおそれが生じた場合（甲及び乙のサーバと接続する既設ネットワークに個人情報の漏えいのおそれが生じた場合を含む。）に連絡を行うものとする。

イ 丙は、アの場合に、あらかじめ定めた緊急時対応計画に基づき、必要な措置を講じる。甲及び乙は、丙が講じる措置に対し、必要な協力を行う。

別紙3

1 甲及
甲は
に掲げ
そのシ

2 代表
本人
業分担
及び手

3 本人
別記
を追加

(1) 丙は

人確
める

(2) 甲は
出た

4 情報
情報

を利用
回答に

5 業務
丙は

の項番

法別表

から別

者に付

出に付

は氏名
の氏名
係る事
「受給
実又は
権者の

設ネットワ
御を行うと

別紙3

特約事項

1 甲及び乙の関係について

甲は、別記「本人確認情報の利用事務及び提供方法」の「1 本人確認情報の利用事務」に掲げる事務を乙に委任又は委託し、乙は甲が保有するシステムを利用して当該事務及びそのシステムの開発、管理、運用及び保守を実施する。

窓口となる

2 代表連絡先について

本人確認情報の提供に関する連絡並びに別紙1「本人確認情報の利用及び提供に係る作業分担と経費の負担等について」の項番4、5及び下記の項番5の業務アプリケーション及び手引書等の送付先は、乙とする。

ソフトウェア
売状況を含

3 本人確認情報の提供方式について

別記「本人確認情報の利用事務及び提供方法」の「2 本人確認情報の提供方法」に次を追加する。

ついで、毎

(1) 丙は、毎月末日までに翌々月に20歳、34歳、44歳及び54歳に到達する者の本人確認情報に係る照会結果データ(保存期間に係る本人確認情報を提供する際の丙の定める形式に従ったデータ。)が記録されたファイルを甲及び乙に提供する。

管理のため

(2) 甲及び乙が、本人確認情報の全部又は一部の提供について、不要である旨を丙へ申し出たときは、丙は、申し出のあった月の末日から提供を取り止めるものとする。

成実に対応

4 情報の受け渡し方法、取扱い及び留意事項等について

情報の受け渡し方法、取扱い及び留意事項等については、「住民基本台帳ネットワークを利用した本人確認情報の授受及び取扱いに関する確認事項について(照会)」及びその回答によるものとし、当該確認事項は乙及び丙の協議により、別に定める。

の漏えい
個人情報の

5 業務アプリケーション及び手引書等の提供について

丙は、別紙1「本人確認情報の利用及び提供に係る作業分担と経費の負担等について」の項番4及び5に基づき提供するもののほか、別記の「1 本人確認情報の利用事務」の法別表1に掲げる事務のうち次の事務に関するものであって、「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令」で定める事務のうち、「被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査」の中の「被保険者に係る届出に係る事実についての審査」、「被保険者に係る届出に関する被保険者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」の中の「被保険者に係る届出に関する被保険者の氏名若しくは住所の変更の事実の確認」、「受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査」の中の「受給権者に係る届出に係る事実についての審査」及び「受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」の中の「受給権者に係る届出に関する受給権者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」に必要な業務アプリケーション

時置を講じ

ョンを開発し、その手引書等とともに甲及び乙に提供する。

- ・国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 87 条第 2 項の規定により厚生年金保険の管掌者である政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務
- ・厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 16 条第 3 項又は第 7 項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務
- ・国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務

